

第8章 その他

8-1 盛土規制法に関する許可申請書等提出先

準備中

8-2 提出先・提出部数一覧

各申請・届出により提出先や提出部数が異なりますので、下表を参考に手続きください。なお、「部数」は、「正本1部+副本部数」を合わせた数です。

8-2-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の提出書類

書類名	提出先	部数	添付図書
(事前協議を行う場合) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の事前協議書 ⇒「5-4 1 事前協議に必要な添付図面等」参照	県	2部	⇒「5-4 1 事前協議に必要な添付図面等」参照
(許可を申請する場合) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 [様式第2(国様式)] ⇒「5-5 許可申請又は届出に必要な書類」参照	市町村	3部	⇒「5-5 許可申請又は届出に必要な書類」参照
(許可工事を中止・再開・廃止する場合) 工事中止(再開, 廃止)届出書 ⇒「5-14 許可工事の中止・再開・廃止」参照	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・許可証(原本) ・防災措置に関する書類 ・緊急時連絡体制表 ・図面関係 <ul style="list-style-type: none"> ①現況平面図, ②現況断面図, ③防災措置平面図, ④防災措置詳細図 ・写真関係 <ul style="list-style-type: none"> ①着工前と廃止時の全景写真 ②施工箇所の写真 ③防災措置の施工写真
(工事に着手する時) 工事着手届出書 ⇒「5-16 工事着手届」参照	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・標識の設置状況写真 ・工事工程表 ・緊急時連絡体制表 ・防災計画書(1ha以上)
(変更許可申請を行う場合) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書 [様式第7(国様式)] ⇒「5-17-1 変更許可が必要な事項」参照	市町村	3部	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書に準ずる(変更に係る図書のみ) ・変更対照図
(軽微な変更を行う場合) 軽微な変更の届出書 ⇒「5-17-2 変更届出が必要な軽微な変更事項」参照	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書に準ずる(変更に係る図書のみ) ・変更対照図

書類名	提出先	部数	添付図書
(中間検査を申請する場合) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書 [様式第 13(国様式)]	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の平面図 ・工事の施行状況を確認することができる写真 ・その他知事が必要と認める図面等
⇒「5-18-1 中間検査」参照			
(完了検査を申請する場合) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書 [様式第 9(国様式)]	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の平面図 ・工事の施行状況を確認することができる写真 ・その他知事が必要と認める図面等
⇒「5-18-2 完了検査等」参照			
(一部完了検査を申請する場合) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の平面図 ・工事の施行状況を確認することができる写真 ・その他知事が必要と認める図面等
⇒「5-18-3 工事の一部完了検査の申請」参照			
(定期報告を行う場合) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・報告の時点における工事の施行状況を確認することができる写真
⇒「5-18-6 定期報告」参照			
(区域指定時着手工事の届出を行う場合) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書 [様式第 15(国様式)]	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況が分かる写真(※「6-1 土地の形質変更の場合」に規定する工事の規模の場合のみ提出)
⇒「6-1 土地の形質変更の場合」参照			
(区域指定時着手工事の変更届出を行う場合) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届出書	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書に準ずる(変更に係る図書のみ) ・変更対照図
⇒「6-5 変更届出書についての留意点」参照			

書類名	提出先	部数	添付図書
【特定盛土等規制区域】 (特定盛土等に関する工事の届出を行う場合) 特定盛土等に関する工事の届出書 [様式第 19(国様式)] ⇒「5-5 許可申請又は届出に必要な書類」参照	県	2部	⇒「5-5 許可申請又は届出に必要な書類」参照
【特定盛土等規制区域】 (特定盛土等に関する工事の届出に係る変更届出を行う場合) 特定盛土等に関する工事の変更届出書 [様式第 21(国様式)] ⇒「4-3-2 変更の届出」参照	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定盛土等に関する工事の届出書に準ずる(変更に係る図書のみ) ・ 変更対照図
【特定盛土等規制区域】 (特定盛土等に関する工事の届出に係る完了届出書を提出する場合) 届出工事に関する完了届出書 ⇒「5-18-2 完了検査等」参照	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の施行状況を確認することができる写真 ・ その他知事が必要と認める図面等

8-2-2 土石の堆積に関する工事等の提出書類

書類名	提出先	部数	添付図書
(事前協議を行う場合) 土石の堆積に関する工事の事前協議書 ⇒「5-4 1 事前協議に必要な添付図面等」参照	県	2部	⇒「5-4 1 事前協議に必要な添付図面等」参照
(許可を申請する場合) 土石の堆積に関する工事の許可申請書 [様式第4(国様式)] ⇒「5-5 許可申請又は届出に必要な書類」参照	市町村	3部	⇒「5-5 許可申請又は届出に必要な書類」参照
(許可工事を中止・再開・廃止する場合) 工事中止(再開, 廃止)届出書 ⇒「5-14 許可工事中止・再開・廃止」参照	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・許可証(原本) ・防災措置に関する書類 ・緊急時連絡体制表 ・図面関係 (①現況平面図, ②現況断面図, ③防災措置平面図, ④防災措置詳細図) ・写真関係 (①着工前と廃止時の全景写真 ②施工箇所の写真 ③防災措置の施工写真)
(工事に着手する時) 工事着手届出書 ⇒「5-16 工事着手届」参照	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・標識の設置状況写真 ・工事工程表 ・緊急時連絡体制表 ・防災計画書(1ha以上)
(変更許可申請を行う場合) 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書 [様式第8(国様式)] ⇒「5-17-1 変更許可が必要な事項」参照	市町村	3部	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積に関する工事の許可申請書に準ずる(変更に係る図書のみ) ・変更対照図
(軽微な変更を行う場合) 軽微な変更の届出書 ⇒「5-17-2 変更届出が必要な軽微な変更事項」参照	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積に関する工事の許可申請書に準ずる(変更に係る図書のみ) ・変更対照図

書類名	提出先	部数	添付図書
(土石の堆積に関する工事の確認を申請する場合) 土石の堆積に関する工事の確認申請書 [様式第 11(国様式)] ⇒「5-18-2 完了検査等」参照	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の平面図 ・工事の施行状況を確認することができる写真 ・その他知事が必要と認める図面等
(定期報告を行う場合) 土石の堆積に関する工事の定期報告書 ⇒「5-18-6 定期報告」参照	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・報告の時点における工事の施行状況を確認することができる写真
(区域指定時着手工事の届出を行う場合) 土石の堆積に関する工事の届出書 [様式第 16(国様式)] ⇒「6-1 土地の形質変更の場合」参照	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況が分かる写真(※「6-1 土地の形質変更の場合」に規定する工事の規模の場合のみ提出)
(区域指定時着手工事の変更届出を行う場合) 土石の堆積に関する工事の変更届出書 ⇒「6-5 変更届出書についての留意点」参照	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積に関する工事の届出書に準ずる(変更に係る図書のみ) ・変更対照図
【特定盛土等規制区域】 (土石の堆積に関する工事の届出を行う場合) 土石の堆積に関する工事の届出書 [様式第 20(国様式)] ⇒「5-5 許可申請又は届出に必要な書類」参照	県	2部	⇒「5-5 許可申請又は届出に必要な書類」参照
【特定盛土等規制区域】 (土石の堆積に関する工事の届出に係る変更届出を行う場合) 土石の堆積に関する工事の変更届出書 [様式第 22(国様式)] ⇒「4-3-2 変更の届出」参照	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積に関する工事の届出書に準ずる(変更に係る図書のみ) ・変更対照図

書類名	提出先	部数	添付図書
【特定盛土等規制区域】 (土石の堆積に関する工事の届出に係る完了届出書を提出する場合) 届出工事に関する完了届出書	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の施行状況を確認することができる写真 ・その他知事が必要と認める図面等
⇒「5-18-2 完了検査等」参照			

8-2-3 その他の届出の提出書類

書類名	提出先	部数	添付図書
(擁壁等に関する工事の届出を行う場合) 擁壁に関する工事の届出書 [様式第 17(国様式)]	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・土地の平面図 ・断面図
⇒「5-19-1 擁壁等を除去する工事の届出」参照			
(擁壁等に関する工事の変更届出を行う場合) 擁壁に関する工事の変更届出書	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁に関する工事の届出書に準ずる(変更に係る図書のみ) ・変更対照図
⇒「5-19-1 擁壁等を除去する工事の届出」参照			
(公共施設用地の転用届出を行う場合) 公共施設用地の転用の届出書 [様式第 18(国様式)]	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・土地の平面図
⇒「5-19-2 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出」参照			

8-3 適合証明書の発行（省令第88条）

建築基準法では、建築確認に際し、盛土規制法等に適合することを確認する旨が規定されています。これを背景として、建築確認を求めるものに対し、各許可権者が証明書を発行する事務が定められています。建築主事に本適合証明書を提示することで、建築確認が円滑に進む可能性があります。

なお、本適合証明書は、法に適合する場合（政令や省令で許可不要と位置付けられている場合等）に交付するものであり、単に政令に定める規模等の要件を満たさず盛土等の定義から外れる場合には、交付の対象となりません。

具体的な交付対象と必要な添付書類は下表のとおりです。

また、交付の際には1件当たり手数料480円が必要となります。

- ・完了検査後も法に適合しているということができ、適合証明書の発行対象となりますが、建築確認申請に当たっては検査済証の写しで足りることから、通常、発行は不要です。
- ・完了検査後、期間が経過している場合には、維持管理の状況次第で盛土規制法に適合しているかどうかの判断をしかねることから、証明書は発行していません。

政令第5条関係	
関係条項	添付書類
一号（鉱山保安法関係） 二号（鉱業法関係） 三号（採石法関係） 四号（砂利採取法関係）	各号に定める工事に該当することを証する書類
省令第8条関係	
関係条項	添付書類
一号（土地改良法関係） 二号（火薬類取締法関係） 三号（家畜伝染病予防法関係） 四号（廃棄物処理法関係） 五号（土壌汚染対策法関係） 六号（放射性物質汚染対策特措法関係） 七号（森林作業道等を整備する工事）	各号に定める工事に該当することを証する書類
九号（宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えないもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・現況写真 ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・土地の断面図 ・求積図
十号 イ及びロ（土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの又は土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が50cmを超えないもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・現況写真 ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・土地の断面図

省令第8条関係		
	関係条項	添付書類
	十号 ハ（工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・主となる本体工事の施工範囲・工事期間が読み取れる工事施工計画書その他の書類 ・現況写真 ・位置図 ・地形図

8-4 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことです。不備の訂正等に要する期間は含みません。また、標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

県では、標準処理期間を次のように定めています。

事務		標準処理期間(日)		
		市町村	県	計
土地の形質変更	工事の許可	6	30	36
	工事の変更の許可	6	30	36
	工事の完了検査		20	20
	工事の中間検査		8	8
土石の堆積	工事の許可	6	14	20
	工事の変更の許可	6	14	20
	除却の確認		20	20
法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付			5	5
盛土規制法調書の写しの交付			1	1

準備中

8-6 不法・危険盛土等に対する行政処分と罰則

盛土規制法では、不法・危険盛土等に対する行政処分の方法として、監督処分と改善命令の2種類があります。監督処分は、原則として許可制度上の違反がある盛土等が対象となり、改善命令は、許可制度の対象外であるものの、危険性のある盛土等が対象となります。

8-6-1 監督処分

1 許可取消処分

知事は、偽りその他不正な手段により許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができます。

2 工事施行停止命令・災害防止措置命令

知事は、無許可工事、許可条件に違反する工事、技術的基準の規定に適合していない工事及び中間検査を申請しないで施行する工事について、工事主に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命令することがあります。

3 土地使用制限命令・土地使用禁止命令・災害防止措置命令

知事は、無許可で盛土等に関する工事が施行された土地、完了検査を申請しない又は完了検査の結果土地の形質の変更に係る工事が技術的基準の規定に適合していないと認められた土地、土石の除却に関する完了確認を申請しない又は完了確認の結果全ての土石が除却されていないと認められた土地及び中間検査を申請しないで土地の形質の変更に係る工事が施行された土地について、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて災害防止措置を取ることがあります。

4 緊急工事停止命令

知事は、工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときで明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を省略して、工事主等に対して、工事の施行の停止を命ずることがあります。

8-6-2 改善命令

知事は、規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、盛土等による災害が生じないように、当該土地を常時安全な状態に維持する努力義務を負うことから、盛土等に伴う災害防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のための必要な措置が取られておらず、若しくは極めて不十分であるために、これらを放置することにより、盛土等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合において、当該規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けた上で、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うよう命令することがあります。

また、知事は、土地所有者等以外の者の盛土等に関する不完全な工事その他の行為によって、法第23条第1項〔法第42条第1項〕に定める災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。）に同項に定める工事を行わせることが相当であり、かつ土地所有者等からも異議がない場合において、知事が、その行為をした者に対して工事の全部又は一部を行うよう命令することがあります。

8-6-3 行政代執行

監督処分、改善命令の対象となる盛土等について、災害防止措置を命令された者が、命令に応じない場合などは、義務者に代わり、知事が必要に応じ行政代執行を行う。行政代執行は、本来、義務者が行うべきものについて、公費を投入して行政が代わりに行うものであり、代執行費用は、国税徴収法第5章の規定に従って義務者から費用を徴収します。

8-6-4 罰則（法第55～61条まで）

無許可行為や命令違反等は、懲役や罰金等に処せられることがあります。

このほか、「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」を参照ください。

（国HP <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611558.pdf>）

8-7 規制対象行為や許可不要工事等に関するQ & A

<盛土の考え方>

問1 窪地を埋め立てる行為は規制対象となるか。

四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合や、この平坦な面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象とはなりません。

ただし、盛土による堤体を有する貯水池や調整池等の人工池を埋め立てるといった際には、土圧により堤体に滑動等の影響が想定されるため、当該堤体も一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超える場合は、規制対象になり得ます。

問2 残土処分場に複数の者が残土を持ち込む場合、処分場を整備する者が許可を得ればよいのか。

残土処分場に係る許可を取得する場合は、個別の残土受入れについて許可を得るのではなく、残土処分場の設置について許可を得ることになるため、残土処分場の設置に係る工事主が許可を取得することになります。

<自然地形の扱い>

問3 開発等を行う区域内に存在する自然崖や、当該自然崖を保護するための擁壁等も規制対象となるのか。

盛土又は切土により生じる崖を規制対象としているため、自然崖や自然崖を保護するための擁壁等は規制対象となりません。

ただし、建築基準法に基づくがけに該当する場合があるため、建築を予定している等必要に応じて建築確認担当部局にお問合せください。

問4 傾斜地の地形に沿って拓かれた棚田や段々畑も規制対象となるのか。

棚田や段々畑については、長年にわたり変化のない地形であって地山相当の地形として扱うため、原則として規制対象となりません。

問5 自然災害により被災した宅地や農地等の土地を原状回復する場合（応急措置ではないもの）は規制対象となるのか。

自然災害により被災した土地を盛土等により被災前の地形に原状回復する行為は、盛土規制法の規制対象となる土地の形質の変更には該当しないと考えられるため、規制対象となりません。

<建築物等との関係>

問6 建築物等の工作物を建築・築造する際の掘削及び埋戻しは、規制対象となるのか。

建築物等の工作物を建築・築造に伴う掘削及び埋戻しについては、土地の形質が変更されたものとみなされないため、規制対象外となります。

問7 建築物等の工作物の解体に伴う埋戻しは、規制対象となるのか。

地中埋設物（建築物の基礎等）の撤去のための床堀及び埋戻しは規制対象外となります。

問8 建築物等の工作物の解体において土地の形質の変更を行わないが、解体後の土地に崖面が生じる場合は、当該工事は規制対象となるのか。

解体工事そのものは規制対象ではありませんが、工事後に残る崖については既存の切土に該当し得るため、切土の崩落による災害発生のおそれがあれば改善命令や勧告の対象となります。

<公共事業・公共施設用地>

問9 公共事業はすべて盛土規制法の規制対象外となるのか。

法令で定める道路等の公共施設用地で行う工事は、盛土規制法の規制対象外となりますが、それ以外の公共事業（庁舎や図書館の建設等）や地方公共団体が整備する残土処分場の整備に伴う盛土等は規制対象となります。

問10 公共施設用地には、公共施設のように供されることが決定している土地も含むのか。

公共施設用地は、現に公共施設が存在する土地に加え、公共施設の用に供されることが決定している土地を含みます。

問11 「道路」は公共施設用地として規制対象外となっているが、どの範囲までが公共施設用地としての道路となるのか。私道や農道、里道（法定外公共物）は規制対象となるのか。

道路法による道路等の、国又は地方公共団体が管理又は監督する道路については公共施設用地となり、規制対象外となります。

私道は、私人により管理・監督されることから、通常は盛土規制法の規制対象となります。農道や里道（法定外公共物）は、明確な定義がなく、道路法上の道路と異なり公的機関が指定・認定する仕組みもないことから、通常は規制対象となります。

なお、省令8条1号に規定する土地改良事業等により整備される農道については、許可不要となります。いずれの場合も、最終的には地方公共団体における管理の状況等を踏まえて判断することとなります。

問12 「公園」は公共施設用地として規制対象外となっているが、都市公園法や自然公園法に該当すれば規制対象外となるのか。

公園については、都市公園法による公園のほか、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法に基づく公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設は規制対象外となります。

問13 「港湾施設，漁港施設」の土地は公共施設用地として規制対象外となっているが，臨海部の埋立て行為や港湾等の野積場等で行われる民間の土石の堆積も規制対象外となるのか。

港湾法に定める港湾施設や漁港漁場整備法に定める漁港施設は公共施設に位置付けられることから，これらの土地における臨海部の埋立て行為や土石の堆積行為は行為者によらず規制対象外となります。

問14 「学校」の土地は公共施設用地として規制対象外となっているが，私立学校や幼稚園，保育所などは規制対象か。

学校については，政令2条にあるとおり，国又は地方公共団体が管理するものを規制対象外としており，私立学校は規制対象となります。幼稚園は学校教育法に基づく学校であるため，公立の場合は規制対象外となります。保育所は学校ではないため，公立の場合も含めて規制対象となります。

問15 「緑地」，「広場」の土地は公共施設用地として規制対象外となっているが，どのようなものが規制対象外となるのか。

条例等により，地方公共団体又はその指定管理者等による管理の位置付けがされた緑地や広場が規制対象外になります。

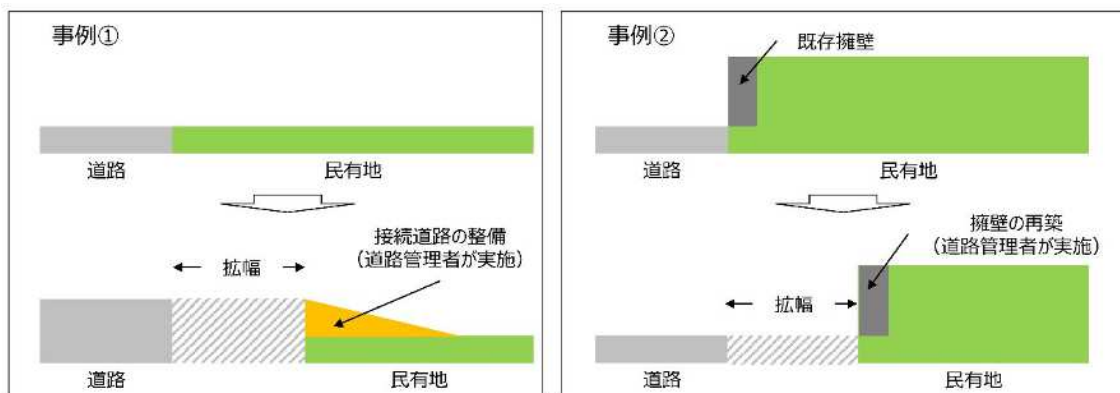
問16 森林・林業関係では，林道や治山施設，森林作業道等は規制対象外となるのか。

林道や治山施設は，公共施設である道路や林地荒廃防止施設として規制対象外であり，また，森林作業道等は許可不要工事に該当するため，いずれも盛土規制法に基づく手続きを経ることなく事業実施が可能ですが，工事で発生した残土は盛土規制法に則って処理する必要があります。

問17 公共施設用地における工事として道路拡幅等を行う際に、工事に合わせて公共施設用地外に設置する接続通路や擁壁等についても規制対象外となるのか。

公共施設管理者が、公共施設用地内における工事（道路の拡幅工事等）に必要なものとして、公共施設用地外である私有地等で接続通路の整備、切土及び擁壁の再築の工事等を一体的に行う場合、その規模等から当該工事を行う範囲を含めて公共施設用地における工事として取り扱うことが妥当と認められれば、施工中は規制対象外となります。

ただし、竣工後は私有地等の部分は公共施設用地として取り扱われないことから既存盛土等として規制対象となり、災害等のおそれがある場合には改善命令等の対象になります。



○事例①の取扱い

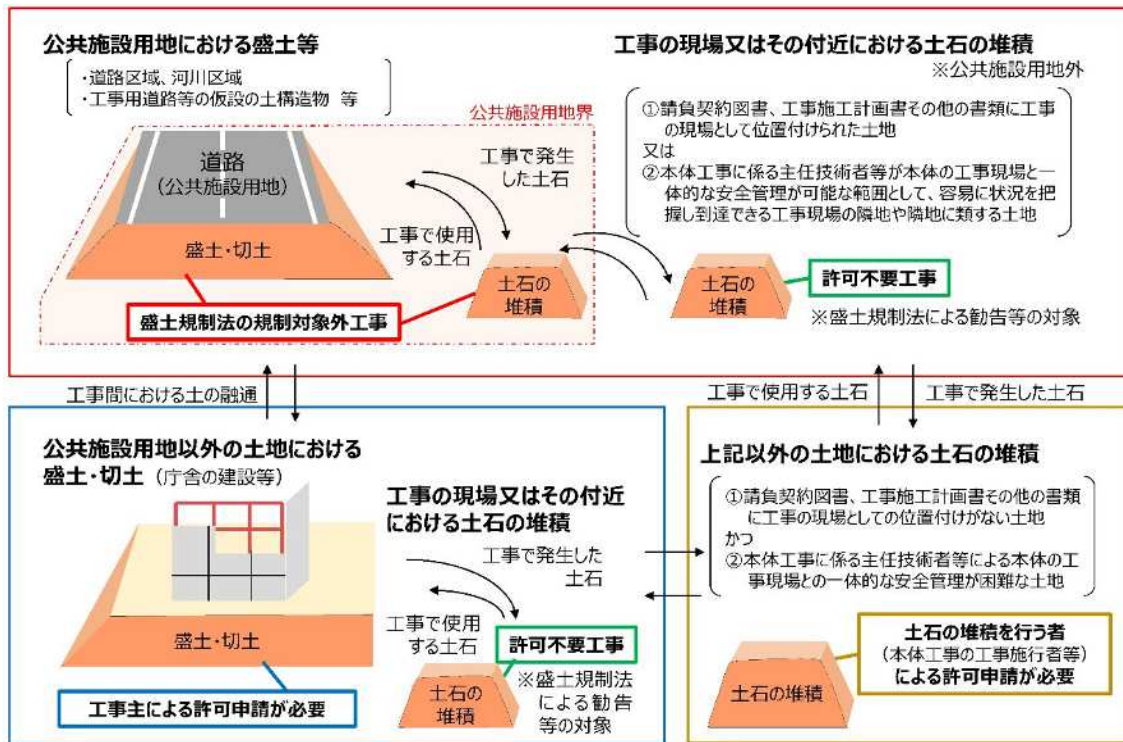
- ・道路管理者が、道路の拡幅工事（公共施設内における工事）に必要なものとして、これと一体的に私有地内に接続通路（非道路）を整備する場合、当該工事を「公共施設内における工事」と取り扱い、許可不要。
- ・ただし、当該接続通路の部分は公共施設には該当しないため、必要な場合には改善命令等の対象になりうる。

○事例②の取扱い

- ・道路管理者が、道路の拡幅工事（公共施設内における工事）に必要なものとして、これと一体的に私有地内で切土、擁壁の再築等を行う場合、当該工事を「公共施設内における工事」と取り扱い、許可不要。
- ・ただし、当該切土、擁壁等の部分は公共施設には該当しないため、必要な場合には改善命令等の対象になりうる。

問18 公共工事において発生する土石の堆積について、工事現場から離れた場所に堆積する場合は許可が必要か。また、許可を受けるべき者は誰か。

公共施設用地における工事であっても、土石の堆積が契約内容に含まれておらず、公共施設用地外の離れた場所に堆積する場合は許可を受けることとなります。この場合、当該土石の堆積の工事主は請負業者となると考えられます。



問19 採石法の認可による採掘終了後、宅地造成等の目的で盛土等を行う場合は、盛土規制法の許可等が必要となるのか。

政令5条3号により採石法33条の認可を受けた者が行う当該認可に係る工事等は、「宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等」として許可不要としています。このため、当該認可による採掘終了後に宅地造成等の目的で盛土等を行う場合は、盛土規制法の許可等が必要となります。

問20 公共施設を公共施設以外の用途（宅地，農地等）にするための工事は規制対象となるのか。

公共施設を公共施設以外の用途（宅地，農地等）にするために規制対象規模の盛土等を行う工事は，規制対象になります。

例えば，公共施設としての農業用ため池の用途を廃止して，公共施設以外の用途にする場合や公共施設用地を宅地にする場合も，規制対象となります。

問21 農業用ため池は，公共施設用地で規制対象外であるが，農業用ため池を廃止し，公共施設用地以外の土地になる場合は，どのような取り扱いとなるか。

- 1 一定の規模以上の埋立てによる廃止工事を行う場合は，盛土規制法の規制対象となります。この場合，既存の堤体及び埋立て部分を合わせて盛土規制法の規制対象となる盛土として扱われるため，盛土規制法に規定された技術的基準等に沿った工事の施工が必要となり，既存の堤体も含めて安定性が確保される必要があります。
- 2 堤体の開削による廃止工事を行う場合は，開削は切土として扱われず，残った堤体部分については盛土規制法の規制対象となる盛土ではなく，盛土規制法の施行前に作られた既存の盛土として扱われることとなるため，許可又は届出の対象とはなりません。

問22 廃棄物処理法に基づく許可を受けた者が行う工事については、原則、盛土規制法の許可が不要となるが、許可不要とならないものがあるか。

許可不要工事の範囲の概念図は、以下のとおりです。

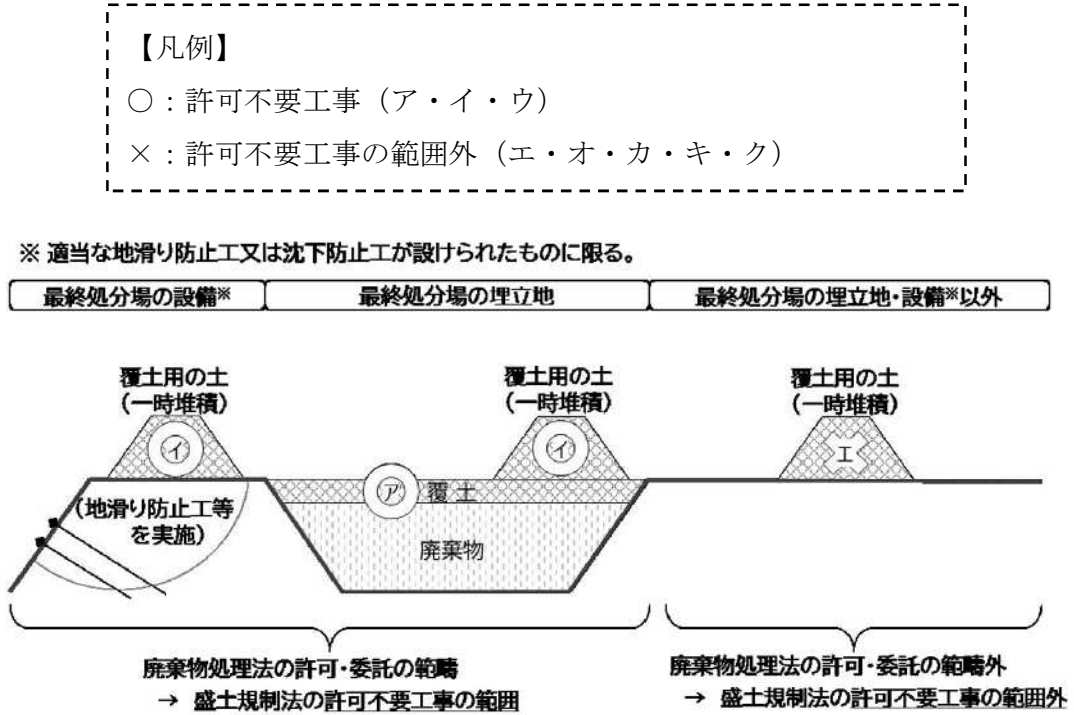


図1 覆土に係る盛土規制法の許可不要工事の範囲の概念図

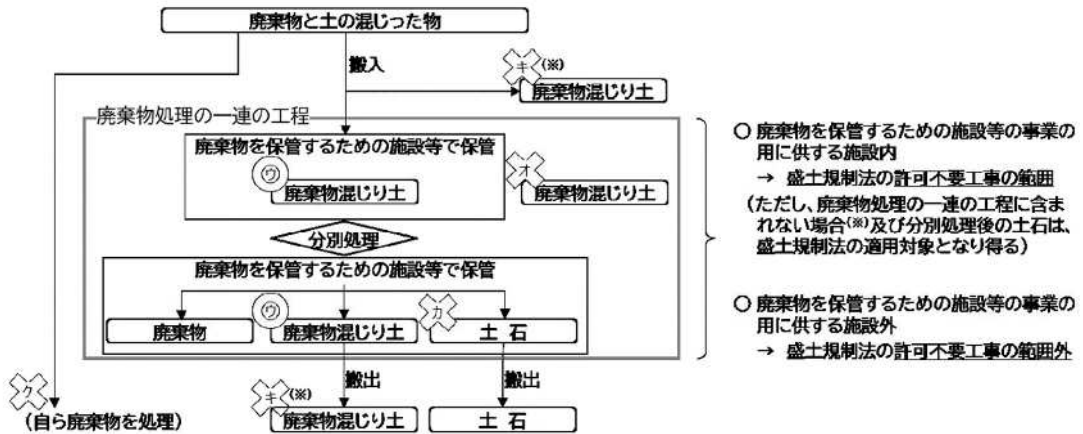


図2 廃棄物の処理に係る盛土規制法の許可不要工事の範囲の概念図

8-8 他法令に関する許認可・届出事務一覧

(出典：「土地対策の概要」(県総合政策部地域政策課 令和5年4月))

法令等の名称	許認可, 届出の名称 (関連条項)	許認可, 届出を必要とする対象行為
国土利用計画法	土地に関する権利の移転等の許可, 届出 (法14条, 23条, 27条の4, 27条の7)	届出の場合 一団の面積が下記以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法の市街化区域内… 2,000 m² ・ 上記以外の都市計画区域内… 5,000 m² ・ その他の区域……………10,000 m² 契約締結後(契約日を含む。), 2週間以内に届け出なければならない。
大規模取引等 事前指導要綱	事前指導の申出 (任意制)	次のいずれかの土地に係る国土利用計画法23条1項の届出に係る土地売買の契約を行おうとする者のうち希望する者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一団5ha以上の土地取得 ・ 1ha以上の農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域を含む土地取得 ・ 2ha以上の農地又は採草放牧地を含む土地取得 ・ 森林法に規定する保安林又は保安施設地区を含む土地取得 ・ 自然環境保全法の原生自然環境保全地域若しくは特別地区又は県自然環境保全条例の特別地区を含む土地取得 ・ 自然公園法の特別地域又は県立自然公園条例の特別地域を含む土地取得
鹿児島県土地利用対策要綱	土地利用協議	一団1ha以上の開発行為 ただし, 森林法若しくは都市計画法の開発行為の許可又は, 採石法若しくは砂利採取法の認可を必要とする開発行為については, 一団10ha以上の開発行為
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理施設の設置許可(法8条)	一般廃棄物処理施設の設置

許認可，届出申請書の進達経路	処理担当課・係	備 考
<p style="text-align: center;">届出者 ↓ 市町村 ↓ 地域政策課</p>	<p>地域政策課 土地利用係</p>	<p>大規模取引等については，国土利用計画法の届出前に事前指導を受けることができる。</p>
<p style="text-align: center;">届出者 ↓ 地域政策課</p>	<p>地域政策課 土地利用係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地利用計画法 23 条の届出補完 2 規模が 10ha 以上の場合，土地対策委員会の審議が必要
<p style="text-align: center;">協議者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 地域政策課 (市町村長意見の聴取)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域政策課 土地利用係 ・地域振興局・支庁 総務企画課 	<p>規模が 10ha 以上の場合，土地対策委員会の審議が必要</p>
<p style="text-align: center;">申請者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 廃棄物・リサイクル対策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物・リサイクル対策課 一般廃棄物係 ・地域振興局・支庁 衛生・環境課(室) 健康企画課 (鹿児島，熊本のみ) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づく事前協議が必要 2 鹿児島市内に施設を設置する場合は，鹿児島市長の許可

法令等の名称	許認可，届出の名称 (関連条項)	許認可，届出を必要とする対象行為
廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律 (つづき)	産業廃棄物処理施設 の設置許可(法 15 条)	産業廃棄物処理施設の設置
自然環境保全法 鹿児島県自然 環境保全条例	自然環境保全地域内 での行為の許可，届出 (法 17 条， 25 条， 28 条) (条例 15 条～17 条)	原生自然環境保全地域，自然環境保全地域 及び県自然環境保全地域内の工作物の設置， 土地の形状変更等の一定の行為
	開発行為の届出 (条例 24 条)	自然環境保全地域，自然公園，農用地区域 等に含まれない地域での 1 ha を超える土地の 開発等の一定の行為
自然公園法 県立自然公園 条例	自然公園内での行為 の許可，届出 (法 20 条， 21 条， 33 条) (条例 18 条， 20 条)	国立公園，国定公園及び県立自然公園内の 工作物の設置，土地の形状変更等の一定の行 為

許認可、届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<p style="text-align: center;">申請者※ ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 廃棄物・リサイクル対策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物係 ・地域振興局・支庁 衛生・環境課（室） 健康企画課 〔鹿児島、熊本のみ〕 	<ol style="list-style-type: none"> 1 鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づく事前協議が必要 2 鹿児島市内に施設を設置する場合は、鹿児島市長の許可 <p>※申請者住所が鹿児島市以外の県内である場合、所管の地域振興局等が申請先</p> <p>※申請者住所が鹿児島市又は県外である場合、廃棄物・リサイクル対策課が申請先</p>
<p>※ 自然環境保全法 申請者 ↓ 環境省九州地方環境事務所</p>	<p>環境省 九州地方環境事務所</p>	
<p>※ 県自然環境保全条例 申請者 ↓ 自然保護課</p>	<p>自然保護課 自然公園係</p>	
<p>届出者 ↓ 自然保護課</p>	<p>自然保護課 自然公園係</p>	<p>行為着手の30日前までに届出</p>
<p>申請者 ↓ 市町村 ↓ 自然保護課 (地域振興局・大島支庁) ↓ 環境省九州地方環境事務所 ↓ 環境省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興局 建設総務課 ・大島支庁 総務企画課 ・自然保護課 自然公園係 ・環境省 九州地方環境事務所 ・環境省 	<ol style="list-style-type: none"> 1 許可等は、行為内容により、権限庁が異なる。 2 地域振興局は、国定公園又は県立自然公園内の土石の採取に係る許可等に限る。 3 大島支庁は奄美群島国立公園に係る許可等に限る。 4 環境省権限に係る許可申請・届出については、県・市町村を経由せず、環境省に直接行う。

法令等の名称	許認可，届出の名称 (関連条項)	許認可，届出を必要とする対象行為
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区内での行為の許可 (法 29 条の 7)	鳥獣保護区特別保護地区内の工作物の設置，土地の形状変更等の一定の行為
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区内の許可・届出 (法 37 条， 39 条)	生息地等保護区（管理地区・監視地区）内の工作物の設置，土地の形状変更等の一定の行為
鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例	指定希少野生動植物捕獲等の許可 (条例 12 条)	開発行為等に伴う指定希少野生動植物の捕獲や移植等の行為
土壤汚染対策法	土地の形質変更の届出（法 3 条， 4 条）	法 3 条又は 4 条に該当する土地の形質変更
採石法	採取計画の認可 (法 33 条)	岩石の採取を行おうとする者
砂利採取法	採取計画の認可 (法 16 条)	砂利採取を行おうとする者

許認可、届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">自然保護課</p>	自然保護課 野生生物係	国指定にあつては、環境省九州地方環境事務所へ申請（環境大臣の許可）
<p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">環境省九州地方環境事務所</p>	環境省 九州地方環境事務所	行為着手の30日前までに届出（監視地区）
<p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">自然保護課</p>	自然保護課 野生生物係	
<p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">環境保全課</p>	環境保全課 水質係	<ol style="list-style-type: none"> 1 あらかじめ（法4条に基づく届出の場合は行為着手の30日前までに）届出 2 鹿児島市内については、鹿児島市長へ届出
<p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">商工政策課・大島支庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商工政策課 鉦政班 ・大島支庁 総務企画課 	
※ 河川管理者管理区域以外 <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">商工政策課・大島支庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商工政策課 鉦政班 ・大島支庁 総務企画課 	

法令等の名称	許認可，届出の名称 (関連条項)	許認可，届出を必要とする対象行為
農業振興地域の整備に関する法律	市町村農業振興地域整備計画変更の申出 (法 13 条)	農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更
農地法	農地転用の制限 (法 4 条)	農地を農地以外にする場合 (権利移動を伴わない場合)

許認可、届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<p style="text-align: center;"> 申出者 ↓ 市町村 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 農村振興課 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農村振興課 農業振興計画係 ・地域振興局・支庁 農政普及課 	<p>土地改良事業受益地の場合、市町村は地域振興局又は支庁の農政普及課を通じて、地域振興局又は支庁の農村整備課等と調整を行うこと。</p>
<p>※ 権限移譲を受けた市町村の土地に係るもので、転用面積が2ha以下のもの</p> <p style="text-align: center;"> 申請者 ↓ 農業委員会 ↓ 市町村 </p>	<p>各市町村 農業委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 権限移譲先（R4.4現在） 鹿児島市，枕崎市，阿久根市，指宿市，西之表市，垂水市，日置市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，奄美市，南九州市，伊佐市，始良市，三島村十島村，さつま町，長島町，大崎町，錦江町，中種子町，南種子町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町 2 3,000㎡を超える場合，農用地区域内農地の場合又は第1種農地の場合は，農業委員会ネットワーク機構からの意見聴取が必要 <p>※ 市街化区域内の農地を農地以外にする場合は，農業委員会への届出</p>
<p>※ 上記以外の場合</p> <p style="text-align: center;"> 申請者 ↓ 農業委員会 ↓ 農村振興課 ↓ 九州農政局 </p>	<p>農村振興課 農地管理調整係</p> <p style="text-align: center;"> 九州農政局 農村振興部 農村計画課 </p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 転用面積が4haを超える場合は九州農政局長協議 2 3,000㎡を超える場合，農用地区域内農地の場合又は第1種農地の場合は，農業委員会にて，農業委員会ネットワーク機構からの意見聴取が必要

法令等の名称	許認可，届出の名称 (関連条項)	許認可，届出を必要とする対象行為
農地法 (つづき)	農地等の転用のための権利移動の制限 (法5条)	農地又は採草放牧地について転用目的で、所有権を移転し、又は賃借権・使用貸借権等の権利を設定し、若しくは移転しようとする場合
森林法	林地開発の許可 (法10条の2)	<p>地域森林計画の対象となっている民有林（保安林並びに保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除く。）において次に掲げる開発行為の区分に応じ、それぞれ次の規模を超えるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタールで、かつ、道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員3メートル 2 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積0.5ヘクタール 3 前に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタール

許認可，届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<p>※ 権限移譲を受けた市町村の土地に係るもので，転用面積が2ha以下のもの</p> <pre> graph TD A[申請者] --> B[農業委員会] B --> C[市町村] </pre>	<p>各市町村 農業委員会</p>	<p>1 権限移譲先（R4.4現在） 鹿児島市，枕崎市，阿久根市，指宿市，西之表市，垂水市，日置市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，奄美市，南九州市，伊佐市，始良市，三島村，十島村，さつま町，長島町，大崎町，錦江町，中種子町，南種子町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町</p> <p>2 3,000㎡を超える場合，農用地区域内農地の場合又は第1種農地の場合は，農業委員会ネットワーク機構からの意見聴取が必要</p> <p>※ 市街化区域内の農地を農地以外にする場合は農業委員会への届出</p>
<p>※ 上記以外の場合</p> <pre> graph TD A[申請者] --> B[農業委員会] B --> C[農村振興課] C --> D[九州農政局] </pre>	<p>農村振興課 農地管理調整係 九州農政局 農村振興部 農村計画課</p>	<p>1 転用面積が4haを超える場合は，九州農政局長協議</p> <p>2 3,000㎡を超える場合，農用地区域内農地の場合又は第1種農地の場合は，農業委員会ネットワーク機構からの意見聴取が必要</p>
<pre> graph TD A[申請者] --> B[地域振興局・支庁] B --> C[森づくり推進課] </pre>	<p>・森づくり推進課 林地利用指導係 ・地域振興局・支庁 林務水産課</p>	<p>1 林地開発許可をしようとするときは，関係市町村長の意見聴取が必要</p> <p>2 開発行為に係る森林が10ha以上の場合は，県森林審議会の意見聴取が必要</p>

法令等の名称	許認可, 届出の名称 (関連条項)	許認可, 届出を必要とする対象行為
森林法 (つづき)	伐採及び伐採後の造林の届出 (法 10 条の 8)	地域森林計画の対象となっている民有林 (保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)の伐採において開発区域に係る森林面積が 1 ha 以下の場合
	保安林解除の申請 (法 26 条, 26 条の 2, 27 条)	保安林内での開発行為
砂防法	砂防指定地内行為許可, 占用許可 (法 4 条)	砂防指定地内での開発行為又は砂防設備等の占用

許認可、届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">届出者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">市町村</div> </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">申請者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地域振興局・支庁</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">森づくり推進課</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">農林水産大臣</div> </div>	<p>各市町村 林務担当課</p> <p>・森づくり推進課 保安林係</p> <p>・地域振興局・支庁 林務水産課</p>	<p>国又は地方自治体が行う開発行為（林地開発行為の連絡調整）についても、伐採の届出が必要</p> <p>1 国有保安林に係るもの及び 民有保安林であって法 25 条 1 項 1 号から 3 号までの重要 流域に係るものは、農林水産 大臣権限</p> <p>2 県知事権限である重要流域 以外の法 25 条 1 項 1 号 から 3 号までの保安林であって転 用しようとする場合又はその 全部若しくは一部が保安施設 事業若しくは地すべり防止工 事若しくはぼた山崩壊防止工 事の施行に係る土地の区域内 にある場合は、農林水産大臣 への協議が必要</p> <p>3 保安林の転用に係る解除に 当たり、当該転用に係る事業 等が国又は地方公共団体によ り行われないもので、転用に 係る面積が 1 ha 以上の場合 は、県森林審議会の意見聴取 が必要</p>
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">申請者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地域振興局・支庁</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">砂防課</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">国土交通省</div> </div>	<p>・砂防課 管理係</p> <p>・地域振興局 建設総務課</p> <p>・支庁 建設課</p>	

法令等の名称	許認可，届出の名称 (関連条項)	許認可，届出を必要とする対象行為
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可 (法 7 条)	急傾斜地崩壊危険区域内での開発行為
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内の特定開発行為許可 (法 10 条)	土砂災害特別警戒区域内での特定開発行為
地すべり等防止法	地すべり防止区域内行為許可 (法 18 条)	地すべり防止区域内での開発行為

許認可、届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">地域振興局・支庁</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">砂防課</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">国土交通省</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防課 管理係 ・地域振興局 建設総務課 ・支庁 建設課 	
<p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">砂防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防課 管理係 	
<p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">地域振興局・支庁</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">砂防課</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">国土交通省</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防課 管理係 ・森づくり推進課 治山係 ・地域振興局 建設総務課 林務水産課 ・支庁 建設課 林務水産課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域振興局建設総務課及び支庁建設課は、本庁砂防課所管分を取り扱う。 2 地域振興局及び支庁の林務水産課は、森づくり推進課所管分を取り扱う。

法令等の名称	許認可, 届出の名称 (関連条項)	許認可, 届出を必要とする対象行為
建築基準法	建築確認, 中間検査, 完了検査 (法6～7条)	<p>(建築確認)</p> <p>第1項 第1号…特殊建築物で200㎡を超えるもの 第2号…木造で階数が3以上又は面積が500㎡, 高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの 第3号…非木造で階数が2以上又は200㎡を超えるもの 第4号…前1～3号を除くほか都市計画区域内等における全建築物</p> <p>(中間検査) 確認済証の交付を受けた建築物のうち, 階数が3以上かつ, 一定の用途・規模・構造のもので, 特定工程に係る工事を終えた場合</p> <p>(完了検査) 確認済証の交付を受けた建築物の工事が完了した場合</p>
都市計画法	開発行為の許可 (法29条)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内(市街化区域内)における1,000㎡以上の開発行為 ……鹿児島市のみ ・都市計画区域内(市街化調整区域)における開発行為(面積の制限なし) ……鹿児島市のみ ・区域区分の定められていない都市計画区域内における3,000㎡以上の開発行為 ・都市計画区域外における10,000㎡以上の開発行為

許認可、届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
※ 鹿児島市, 鹿屋市, 薩摩川内市, 霧島市(ただし, 鹿屋市, 薩摩川内市, 霧島市 については, 法 6 条 1 項 4 号に掲げる建築物の許認可, 届出のみ) 申請者 ↓ 市	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市 建築指導課 ・鹿屋市 建築住宅課 ・薩摩川内市 建築住宅課 ・霧島市 建築指導課 	都市計画法に基づく用途地域内の指定がある場合, 建築することができる建物の用途は, 別途制限される。
※ 上記以外の場合 申請者 ↓ 市町村 ↓ 地域振興局・支庁, 事務所 ↓ 建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・建築課 計画指導係 ・地域振興局 土木建築課 ・支庁, 事務所 建設課 	1 都市計画法に基づく用途地域内の指定がある場合, 建築することができる建物の用途は, 別途制限される。 2 鹿児島市を除く県内全域の階数 4 以上の場合は, 建築課 ※ 完了検査申請は市町村の経由は不要
※ 鹿児島市の場合 申請者 ↓ 鹿児島市	鹿児島市 土地利用調整課審査係	
※ 上記以外の場合 申請者 ↓ 建築課	建築課 監察指導係	

法令等の名称	許認可，届出の名称 (関連条項)	許認可，届出を必要とする対象行為
文化財保護法	土木工事等のための発掘に関する届出及び指示 (法 93 条)	周知の埋蔵文化財包蔵地において，土木工事等の発掘をしようとする場合
	現状変更等の制限及び原状回復の命令 (法 125 条)	史跡名勝天然記念物に関し，その現状を変更し，又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合
鹿児島県文化財保護条例	現状変更等の制限 (条例 34 条)	県指定史跡名勝天然記念物に関し，その現状を変更し，又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合

許認可、届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">市町村教育委員会</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">県教育委員会</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">文化庁</p> </div>	<p>教育庁文化財課 埋蔵文化財係</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>教育庁文化財課 指定文化財係 (名勝天然記念物) 埋蔵文化財係 (史跡)</p>	<p>周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱いについては、当該市町村教育委員会の指導を受けることが必要</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>史跡名勝天然記念物の現状変更については、当該市町村教育委員会の指導を受けることが必要</p>
<p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">市町村教育委員会</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">県教育委員会</p>	<p>教育庁文化財課 指定文化財係 (名勝天然記念物) 埋蔵文化財係 (史跡)</p>	<p>県指定史跡名勝天然記念物の現状変更については、当該市町村教育委員会の指導を受けることが必要</p>

裁決申請書

裁決申請書 住所
氏名
相手方 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第8条第1項の規定による損失の補償について協議が成立しないので、下記により裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所
氏名

殿

[注意]

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほか、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者又は相手方が法人であるときは、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項} の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 鹿児島県知事 殿 申請者 氏名		※手数料欄			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	
ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面 の保護の方法				

	リ 工事中の危害防止 のための措置		
	ヌ その他の措置		
	ル 工事着手予定年月日	年	月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月 日
	ワ 工程の概要		
11	その他必要な事項		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	係員氏名		係員氏名
<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ※印のある欄は記入しないでください。 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 			

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
〇〇〇		
〇〇〇		
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
〇〇〇		
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息 〇〇〇					
	借入償還金 〇〇〇					
	計					
収 入	自己資金					
	借入金 〇〇〇					
	処分収入 〇〇〇					
	補助負担金 〇〇〇					
	〇〇〇					
	計					
借入金の借入先						

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項} の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 鹿児島県知事 殿 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置			
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置			
ル その他の措置				
ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日	
ワ 工事完了予定年月日	年	月	日	

	カ 工 程 の 概 要		
8	そ の 他 必 要 な 事 項		
※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
借入償還金						
〇〇〇						
計						
収入	自己資金					
	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
〇〇〇						
〇〇〇						
計						
借入金の借入先						

様式第六

許可証

第 号

年 月 日

鹿児島県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第14条第2項(第16条第3項において準用する場合を含む。) }
第33条第1項(第35条第3項において準用する場合を含む。)

の規定により、下記の条件を付して許可する。

1 工事をする土地の所在地及び地番	
2 工事主住所氏名	
3 許可番号	第 号
4 許可対象行為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5 許可期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6 条件	

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 1 項 } { 第 35 条第 1 項 } の規定により、変更の 許可を申請します。 年 月 日 鹿児島県知事 殿 申請者 氏名				※手数料欄	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	
	ト 崖面の保護の方法				

	チ 崖面以外の地表面の保護の方法			
	リ 工事中の危害防止のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日		年 月 日	
	ヲ 工事完了予定年月日		年 月 日	
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ※印のある欄は記入しないでください。 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 				

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第16条第1項 第35条第1項} の規定により、変更の 許可を申請します。 年 月 日 鹿児島県知事 殿 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置				
ヌ 工事中の危害防止 のための措置				
ル その他の措置				
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日			

	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工程の概要			
8	その他必要な事項			
9	変更の理由			
10	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
〔注意〕				
1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

※ 受付欄 年 月 日 第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第17条第1項
第36条第1項} の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

鹿児島県知事

下記の宅地造成又は特定盛土等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第13条第1項
第31条第1項 } の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 検 査 年 月 日	年 月 日
6 検 査 員 職 氏 名	

※ 受付欄 年 月 日 第 号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 17 条第 4 項} {第 36 条第 4 項} の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十二

土石の堆積に関する工事の確認済証

第 号
年 月 日

鹿児島県知事

下記の土石の堆積に関する工事について、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 17 条第 4 項} \\ \text{第 36 条第 4 項} \end{array} \right\}$ の規定による確認の結果、
堆積されていた全ての土石が除却されたことを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 検 査 年 月 日	年 月 日
6 確 認 員 職 氏 名	

※ 受付欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第18条第1項
第37条第1項} の規定による中間検査を申請します。

1 許 可 番 号	第 号		
2 許 可 年 月 日	年 月 日		
3 工事をしている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特 定 工 程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	中間検査合格証 番 号	第 号	第 号
		交付年月日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
8 備 考			

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十四

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証

第 号
年 月 日

鹿児島県知事

下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事における特定工程に係る工事は、検査の結果、
宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 13 条第 1 項
第 31 条第 1 項 } の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号	
2 許 可 年 月 日	年 月 日	
3 工事をしている土地の 所在地及び地番		
4 工事主住所氏名		
5 中間検査年月日	年 月 日	
6 中間検査の対象	検査実施回	第 回
	特定工程	
	特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日
7 検査員職氏名		

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項
第40条第1項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名	
2	工事を行っている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3	工事を行っている土地の面積	平方メートル
4	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土
5	盛土又は切土の高さ	メートル
6	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル
7	盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル
		切土 立方メートル
8	工事着手年月日	年 月 日
9	工事完了予定年月日	年 月 日
10	工事の進捗状況	

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 1 項 }
{第 40 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3 工事をしている 土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 3 項}
{第 40 条第 3 項} の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記

1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入し
てください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 4 項
第 40 条第 4 項} の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十九

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長	
			メートル	メートル	

へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
			センチ メートル	メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ その他の措置				
ル 工事着手予定年月日	年		月	日
ヲ 工事完了予定年月日	年		月	日
ワ 工程の概要				
11 その他必要な事項				
<p>〔注意〕</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

様式第二十

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
ト	空地の設置	番号	空地の幅
			メートル

チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ	工事中の危害防止のための措置		
ル	その他の措置		
ヲ	工事着手予定年月日	年	月 日
ワ	工事完了予定年月日	年	月 日
カ	工程の概要		
8	その他必要な事項		
<p>[注意]</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第二十一

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長	
			メートル	メートル	

へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	
ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面の保護の方法				
リ	工事中の危害防止のための措置				
ヌ	その他の措置				
ル	工事着手予定年月日	年	月	日	
ヲ	工事完了予定年月日	年	月	日	
ワ	工 程 の 概 要				
11	そ の 他 必 要 な 事 項				
12	変 更 の 理 由				
注意	<p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

様式第二十二

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地に おける地盤の改良 その他の必要な措置	
ト 空地の設置	番 号	空地の幅
		メートル

チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ	工事中の危害防止のための措置		
ル	その他の措置		
ヲ	工事着手予定年月日	年	月 日
ワ	工事完了予定年月日	年	月 日
カ	工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	変更の理由		
<p>〔注意〕</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 7欄りは、鋼矢板を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上					
{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可} {特定盛土等に関する工事の届出} 済標識					
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名			見取図
	2	許可番号	第 号		
	3	許可又は届出年月日	年 月 日		
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ	メートル		
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
			切土	立方メートル	
	9	工事着手予定年月日	年 月 日		
	10	工事完了予定年月日	年 月 日		
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先				
50センチメートル以上					

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上				
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日
	10	工事完了予定年月日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		
50センチメートル以上				

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。